

# SCOPE

未来への羅針盤「スコープ」

6

No.240 | Jun. 2021

＊フェイスレポート

—  
新宿HR  
事務所

〈社長の履歴書〉株式会社信州スポーツスピリット片貝雅彦氏  
〈税金のはなし〉相続税の税務調査概要とポイントを解説！  
〈遺産相続・キャプティブ保険ガイド〉プロベートの種類

特集 経営者なら  
知っておきたい

## 保険 活用法

Specialistsの  
 辻・本郷が  
 強力サポート  
 〈第2弾〉



コーポレート  
サイトで  
PDFファイルが  
閲覧できます

QUESTION

事例<1> お悩みの声

私に万が一があった場合に備えて会社受け取りの死亡保険には加入していますが、病気などでの長期離脱時の売上減少や運転資金が心配です。



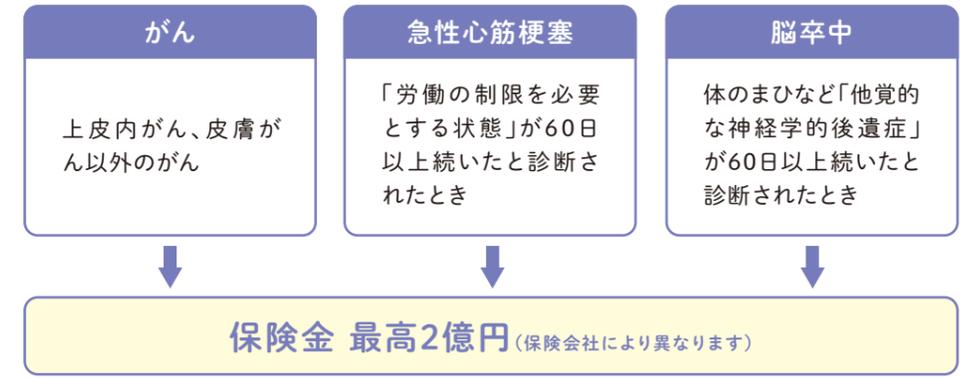
40代・男性(会社経営者)

中小企業の事業を支援!

A. 重大疾病保障保険で解決!

中小企業の経営者が、三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)にかかり働けなくなり、事業の継続が難しくなるリスクに備えた保険です。

重大疾病保障保険の仕組み



経営者・従業員の重大疾病時のリスクに備える保険。運転資金調達、借入金の返済資金・退職金財源の確保などに活かすことができます。

経営者の不在による「事業継続の危機」に対する保障として、支持されています!



スペシャリストの辻・本郷が強力サポート



経営者なら知っておきたい

保険活用法

企業経営にとって「事業の継続」は重要な課題です。社会環境の変化や取引先の倒産、経営者の健康状態など、さまざまな突発的な出来事により資金繰りが悪化してしまうことがあります。経営者にとって「お金」の悩みは尽きないものです。

そこで、税務のスペシャリスト辻・本郷が、これまで企業の「お金」について取り組んできた豊富な経験を活かして、「保険のコンサルティング事例」をご紹介します。経営者の皆様、どうぞ、ご参考になさってください。保険をもっと、戦略的に活用しましょう!



<辻・本郷 グループ>  
株式会社アルファステップ 取締役  
税理士 ファイナンシャルプランナー  
武藤泰豊

保険についてアドバイスします!



©この資料は保険の一般的な特徴を説明するものであり、特定の保険会社商品に言及するものではありません。

## 事例<2> お悩みの声

もしも「余命宣告」されたときには人生最後の願いを叶えたいのですが保険の対象になりますか？



60代・男性(会社経営者)

QUESTION

### A. リビングニーズ特約で解決！

リビングニーズ特約をつけることで、被保険者が余命6ヶ月以内と判断されたとき、死亡保険金の一部または全部(最高3,000万円)を生前に受け取ることができます。治療費や余命期間を充実させるための資金などにご活用いただけます(保険料がかからない無料の特約です)。

**!** リビングニーズ特約の利用には  
こんなところを注意しましょう。

例えばこんな場合

夫、妻、子2人:夫を被保険者として死亡保険金1,500万円の保険に加入

余命6ヶ月以内と診断され、最後に旅行に行くために1,500万円を請求

ところが、病状が悪化して現金1,500万円を残したまま亡くなる

残った現金1,500万円が相続税の対象に!

**リビングニーズ特約を使っていなければ相続税の対象は「0円」。**

死亡保険金1,500万円-死亡保険金非課税(500万円×3人)=0  
※「非課税枠」については下記コラムを参照

リビングニーズ特約で受け取る保険金には所得税はかかりませんが、使い切れなかった残額には、相続税がかかります。この点は留意しておきましょう。

税金のことをあらかじめ考慮して  
慎重にリビングニーズ特約を使いましょう!

#### 生命保険の非課税枠について

生命保険の保険金は相続税の対象になりますが、非課税枠があります。非課税となる上限は、「500万円×法定相続人の数」となり、この上限内であれば相続人は非課税で取得できます。上記の

場合、妻と子2人の合計3人が相続人となるため、500万円×3人で1,500万円が非課税枠となります。つまり、リビングニーズ特約を使っていなければ保険金はすべて非課税となっていたのです。

## 事例<3> お悩みの声

開業資金の借入金は返済で年々減っていくので保障額も年々少なくなるような合理的な保険はないですか？



50代・女性(会社経営者)

QUESTION

### A. 無解約返戻金型 収入保障保険で解決！

解約返戻金がなく、さらに保険期間の経過に応じて保障額が減少するので、「保険料負担を抑えて、効率的に保障を確保したい」そんなニーズに合った保険です。

#### 無解約返戻金型収入保障保険の仕組み



- 借入残高が減少するように保障額も減少します
- 保険期間を借入返済期間と同じ期間に設定可能
- 配当金・解約返戻金がないため保険料が割安

経営者が万一の場合、借入金の返済資金を確保できます。保険期間を通じて解約返戻金をなくすことにより、保険料は通常の定期保険と比べ割安です。

必要な期間、必要な保障額を  
合理的に確保することができます!

辻・本郷が  
お手伝い!

保険に関することなら、辻・本郷 グループの  
株式会社アルファステップまでお気軽にご相談ください!

☎ 03-5323-3305 9:00~17:30  
(土日・祝日・年末年始除く)

✉ alfa-hoken@ht-tax.or.jp





# 社長の履歴書

15

President's Resume



バスケットボールという

文化を根づかせる。

辻・本郷 税理士法人が  
お取り扱いさせていただいている企業のトップにフォーカスし、  
ビジネスパーソンとしての半生をご紹介します。  
今回ご紹介するのは、プロバスケットボールチーム、  
信州ブレイブウォリアーズ運営会社の社長 片貝雅彦さん。  
経営者としての歩みの一端をご覧ください。



株式会社信州スポーツスピリット  
代表取締役社長

## 片貝雅彦氏

### 数々の経験を踏まえ 社長に就任

日本のプロバスケットボールのリーグであるBリーグ、その1部リーグとなるB1で活躍する信州ブレイブウォリアーズ。その運営会社である株式会社信州スポーツスピリットの代表取締役社長片貝雅彦さんは、バルセロナ五輪のドリームチーム(米国男子バスケットボールチーム)に衝撃を覚え、バスケットボールの魅力に引き込まれます。その後、スポーツジャーナリストを志し、アメリカに留学。大学卒業後にはインターンとして朝日新聞ニューヨーク支社に入ります。取材活動を通じてネットワークが生まれ、バスケットボールの独立リーグのチームの運営に携わることとなります。練習場の予約から移動のためのバスの手配、さらには集客活動まで、さまざま業務をこなしました。その経験を活かし、日本のbjリーグ(Bリーグに統合される前の日本プロバスケットボールリーグ)に入社。そして、2010年に信州スポーツスピリットの経営統括責任者に

就任し、2012年に代表取締役社長に就任します。

### 人とのつながりを 大切にす

まさにバスケットボールの試合のような、目まぐるしくエキサイティングな人生ですが、その道のはまるで日本でバスケットボールチームを運営するための必然であったかのようにも見えてきます。「いろいろな経験をしましたが、もっとも重要なのは人とのつながりです。それぞれのターニングポイントで大きな出会いがありました。今は長野の人とのつながりを強く実感し、バスケットという文化をこの地に根づかせていくことにチャレンジしています」

### バスケットボールを 価値あるものへ

2026年からB1リーグのチームとして売上高や動員数などについてこれまで以上に高い基準が設けられることになり、地域一体となったバスケットボールの盛り上

がりが各チームに求められています。試合会場でのアンケートによると94%の方に再観戦意向があることから、新規のお客様の会場への誘導が課題となっています。

「地域の方にとってバスケットボールをいかに価値あるものにしていくか。そのためにはしっかり地域に根ざすこと、そして継続していくことが大切だと考えています。長野には300年以上続いている企業もあります。そういった企業を参考にしながら、信州ブレイブウォリアーズを地域の皆さまに愛されるチームとなるよう育てていきたいと思っています」

#### BIOGRAPHY

- ・1978年生まれ(43歳)  
群馬県高崎市出身  
米国ネバダ大学リノ校卒
- ・2008年  
(株)日本プロバスケットボールリーグ「bjリーグ」入社
- ・2010年  
(株)信州スポーツスピリット入社  
経営統括責任者就任
- ・2012年  
同社代表取締役社長に就任



#### 株式会社信州スポーツスピリット

プロバスケットボールチーム「信州ブレイブウォリアーズ」の運営を行うために、2010年11月に設立。興行運営、バスケットボールのクリニック活動、スクール活動、そ

の他イベント企画・運営を行っている。  
<https://www.b-warriors.net/>  
〒387-0012 長野県千曲市大字桜堂488番地  
TEL.026-214-7022



# 労務のみらい

— 人は企業のプラットフォーム —

〔 社会保険労務士 磯野 由佳 〕



テレワークガイドラインの改定

厚生労働省は令和3年3月25日、テレワークの適切な導入および実施の推進のためのガイドラインを改定しました。

ガイドラインでは使用者が適切に労務管理を行い、労働者が安心して働くことができる良質なテレワークを推進するため、労務管理を中心に、労使双方にとって留意すべき点、望ましい取組等を明らかにしています。

## 1. 東京都のテレワーク実施率

(参考:2021年03月05日 東京都新型コロナウイルス感染症対策本部によるテレワーク導入率調査結果)

- ・都内企業(従業員30人以上)の導入率は58.7%
- ・テレワークを実施した社員は平均約50.3%
- ・テレワークの実施回数は週3日常の実施が53.5%

## 2. ガイドライン改定の趣旨

テレワーク実施率は、2回目の緊急事態宣言発令直後2月前半調査の64.8%より6ポイント減少していますが、まだまだコロナが収束しない今、テレワークはウィズコロナ・ポストコロナの「新たな日常」、「新しい生活様式」に対応した働き方であると同時に、働く時間、場所を柔軟に活用することのできる働き方として、さらなる導入・定着を図ることが重要であるとしています。

## 3. 安全衛生に関するチェックリスト

- 今回のガイドラインには安全衛生に関するチェックリストが提供されています。
- ・「テレワークを行う労働者の安全・衛生を確保するためのチェックリスト(事業者用)」
  - ・「自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト(労働者用)」
- 事業者はこれらを活用することにより、
- ・労働者の安全と健康の確保のための措置
  - ・健康相談体制の整備や、コミュニケーションの活性化のための措置の実施
  - ・労働者の作業環境の確認、必要な場合改善
- 以上が適切に実施されていることを定期的に確認することが望ましいです。

【参考】厚生労働省「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」



今月のテーマ

## 【相続税の税務調査】 概要とポイントを解説!

税務署から何をしに来るの?



相続税の税務調査が来るというのは、一生に一度あるかないかの経験です。相続税の申告割合(年内に亡くなった方の中で、申告をした方)は約10%、その内相続税の調査が入る確率は約10%程度といわれており、年内に亡くなった方のおおよそ100人に1人が税務調査の対象となります。

税務調査に関するそれ本当?となるような様々な噂を聞くことがあるかと思いますが、数多くの税務調査立ち会い経験のある税理士が、調査が入りやすい方の特徴や、税務調査ではどんなことをきかれ調査官はどんなポイントをチェックするのかなどを具体的にお伝えします。

その中でも争点になることが多いのが名義預金です。

配偶者に渡した生活費の残りを被相続人が配偶者名義の通帳に貯めたもの、子供や孫の名義の預金を作り通帳や印鑑は被相続人が管理しているなど、原資が被相続人であった場合に相続財産として指摘されることがあります。

税務調査で指摘されないように贈与契約書を結び贈与をする、当初申告の時点でどこまでが相続財産かを整理・把握し計上しておく必要があります。

税務調査を控えた方はもちろん、申告前、相続対策をされている方も是非ご視聴ください。



### ▶ 動画のポイント

- ① 税務調査の対象とは?
- ② 調査官のチェックポイント
- ③ 当日のスケジュール

動画で  
わかる!

# 税金の はなし

山口 拓也

埼玉エリア  
シニアパートナー

辻・本郷のYouTubeチャンネルを担当  
趣味は釣りとマラソン

今月のテーマの  
動画はこちらから!



関連動画も公開中!

▶ 奥様は必ず聞いてください。  
〈名義預金〉とならないために!

▶ 子供・孫は必ず見てください!  
相続の税務調査での  
最注目ポイント〈名義預金〉

辻・本郷 税理士法人  
YouTubeチャンネルの  
視聴・登録はコチラ



あ 相 気 ち  
れ 続 に よ  
こ の っ  
れ の る と

木村信夫の

## 『親族間の金銭貸借は贈与のニオイ!』

### 1 よくあるお金の貸し借り

身近な親族間でお金の貸し借りをすることがよくあります。すぐに返すといって返すのを忘れていたり、金銭消費貸借契約書を交わす予定がそのままになってしまい、契約書を交わしていなかったりするケースです。この契約書がない単純な金銭の移動は原則贈与となり贈与税がかかってきます。

また、相続税調査の時に発覚することも多々あります。その時に調査官から『被相続人からの贈与ですね!』と言われて、贈与税の期限後申告することになります。この場合に加算税や延滞税を過去に遡って支払うこととなります。これが大原則です。

しかし、場合によっては預け金ということで相続税で処理できる場合もあります。

### 2 アバウトの預金精算も即、贈与!?

最近あったケースです。父親が医院を開業していて、子供はその医院の青色専従者でした。その父親の指示で医療専門団体の会議に出席した際の交通費等の精算のために父親の口座から子供の口座に資金移動していました。その父親が亡くなった後の相続税調査の現場で、その金額が贈与であると認定されてしまいました。

後払いでのお金の精算であればその領収書の合計額を精算し、前払いのお金であれば余ったお金を返金精算すればよかったわけですが、どうも金額が多かったり少なかったりアバウトの精算をしていたようです。

時間がかかりましたが、最終的には国税不服審判所で贈与税の認定は取り消されました。

大事な事は、金銭消費貸借契約書の作成とその都度きちんと精算することです。

### 3 親族間の金銭貸借の3つのポイント

特に大事なことが3つあります。それは「借りた事実」と「返せる年収」と「返している事実」です。借りた事実とは、お互いの預金通帳を通して金銭を移動して、その金額の返済方法が記載されている金銭消費貸借契約書を作成することです。

返せる年収とは、返済できる収入があることであり、収入のあてがなければ贈与と言われてしまいます。返している事実とは、先の金銭消費契約書に記載されている返済方法に基づいて返済されていることです。

契約書もあり、返済できる年収もあるのにきちんと返済していないと贈与と言われてしまいます。ご注意ください。



#16

# 生産性向上術

請求書のペーパーレス化



トレンドワードでもある《働き方改革》の推進に欠かせない生産性の向上について、辻・本郷 税理士法人が利用している役立つツールや取り組み事例を紹介します。



相談者

支払い業務のために出社される方も多いかと思いますが。働き方改革やテレワークを推進するうえで障害となっている、紙の請求書の処理を効率化させましょう!

期日までに請求書が揃わなかったり上長の外出が多くてチェックが遅くなったり、振込データや会計データの作成など確認作業が大変なのよ。

そのような場合は、請求書の受取業務サービスを活用してみてもいいかもしれません。完全ペーパーレス化されてうまく利用できれば、出社の必要がなくなり100%のリモートワークも夢じゃなくなります。サービスによっては、データ化された原本は10年間倉庫で保管してくれますよ。

#### ◎今までの業務スタイル



#### ◎クラウド業務スタイル



相談者

請求書をサービス会社に送ってもらうようにするだけでデータ化してくれるのね。クラウドサービスだから自宅や外出先から請求書のチェックができるわね、それに担当者が変わっても引き継ぎが簡単になるわ。

メリットはそれだけではありません。請求書の受取代行によって請求書の紛失や支払い漏れが防げますよ。詳しくは、私までご連絡ください!

さらに詳しく知りたい方は、辻・本郷 税理士法人 経営企画室 システムグループ 海老原(えびちゃん)まで ☐ a.ebihara@ht-tax.or.jp



えびちゃん



えびちゃん



えびちゃん



社・本郷 税理士法人

## オフィスのレポート

## Vol. 18 新宿HR事務所

全国で活躍している社・本郷 税理士法人の事務所をご紹介します。  
第18回目となる今回は、新宿HR事務所からのレポートです。



新宿HR事務所は業務拡大に伴い2018年3月に新宿ミライナタワー事務所から移転し、開設から4年目を迎えています。事務所は新宿三丁目駅から徒歩1分と非常に好立地で、周囲にはたくさんの飲食店が立ち並び、ランチのお店選びには事欠きません。現在スタッフは51名おり、女性がそのうち7割以上を占め、明るく和気あいあいとした雰囲気の中、小さなお子さんのいる方も多く活躍しています。

新宿HR事務所は他の事務所とは異なり、業務の中心はHR (Human Resource: 労務管理・給与計算) になります。社会保険労務士法人としての機能も兼ね

備えており、社会保険労務士は20名(試験合格者を含めると26名)在籍し、豊富な専門知識と経験でお客様の多種多様な労務相談に対応しております。

毎月の給与、健康保険証発行などは、会社様の従業員の方の生活にはなくてはならない大切なものです。昨今のコロナ禍においては業務の遂行に支障をきたさないように、リモート勤務等を早くから積極的に取り入れ、万全な体制を心がけています。

これからも社・本郷グループの一員として、HRの分野からお客様をバックアップさせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします!

HR室 室長 シニアパートナー

阿部 新一



2014年に入社、コンプライアンス責任者を担当し、その後、HR室長を兼務。HR室の皆さんに助けられながらの毎日です。自分自身に言い聞かせている言葉:「真摯に」かつ「柔軟に」。心にとめていて、「平凡な人たちの組織でも、各々が努力し、協力し合うことで非凡な組織に近づくことができる」。当たり前のことですが、これが私の目標です。

## あなたの考える新宿三丁目辺りの魅力とは?

新宿三丁目辺りは、新宿駅周辺とは趣を異にし少し懐かしさを感じられる街です。最近は、飲食店も増え、映画、商業・オフィスエリアとして注目を集めています。江戸時代には甲州街道と青梅街道の分かれ道(追分)ということで人馬の休憩場所(内藤新宿)でした。当時の信州内藤家の屋敷跡が今人気の新宿御苑です。

また、昭和初期に創業または移転し、今も続いているお店(百貨店、お団子、どらやき・カステラ、ガトーショコラ)などがあります。世界堂も、額縁・絵画や文房具などの販売をしている歴史ある名店です。新宿駅から徒歩のところに、ぶらり街歩きをおすすめします。

## ➔ 新宿HR事務所

〒160-0022  
東京都新宿区新宿3-1-1 世界堂ビル7階  
TEL.03-5361-8060



## STAFF RECOMMEND



オフィスはスッキリ広々。新型コロナウイルス感染症対策も万全です。(蔵原)



新宿御苑・新宿門から徒歩1分のため、年間パスポートを購入してお昼休みに散歩をしているスタッフもいます。(高橋)



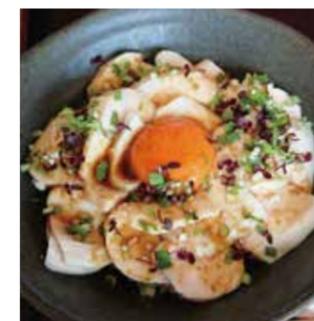
新宿三丁目のシンボルと言えば、全国の百貨店の売上トップを誇る「伊勢丹新宿本店」。(蔵原)



事務所は日本最大級の画材・文具の専門店「世界堂」と同じビルの7階。事務用品が切れてもすぐに買いに行けるので心強いです。(高橋)



事務所の近くには老舗の寄席、新宿末廣亭もあります。会社帰りに落語や演芸を楽しむこともできます。(磯野)



飲み屋さんが多い新宿三丁目。昼間ランチ営業をしているお店も多いです。おススメは焼鳥屋さんの「こだわりの玉子の生親子丼」。(磯野)

## Tsuji Hongo News

## 辻・本郷 セミナー

セミナー一覧・お申し込み

◎お問い合わせ: メール [consuldiv@ht-tax.or.jp](mailto:consuldiv@ht-tax.or.jp) 電話 0120-730-706<https://www.ht-tax.or.jp/rd/sc2/>

※セミナータイトルにつきましては変更の可能性があります。予めご了承ください。

## 『3人の名経営者から学んだ成功する経営理念とは』

参加費: ¥50,000

【開催日時】2021年6月8日(火) 16:00~17:30

◎講師: 株式会社絆ジャパン 代表取締役社長 増田 文彦 先生

『本郷孔洋の経営ノート2021 出版記念セミナー  
〜ズバリ! コロナ後のビジネス、大消費時代到来の予感〜』

参加費: ¥50,000

【開催日時】2021年6月22日(火) 14:00~17:00

◎講師: 辻・本郷 グループ 会長 公認会計士 税理士 本郷 孔洋



本郷 孔洋

※会場は新宿ミライナタワー事務所カフェテリアとなります。

## 『安積が解説 うっかり課税を未然に防止! みなし譲渡・みなし贈与』

参加費: ¥5,000

【視聴可能期間】2021年6月3日(木) 11:30~6月9日(水) 23:59 (講演時間 約80分)

◎講師: 辻・本郷 税理士法人 審理室 室長 税理士 安積 健

## 『本から学ぶ 税理士が見つけた! アパート経営の失敗事例』

参加費: ¥5,000

【視聴可能期間】2021年6月15日(火) 11:30~6月21日(月) 23:59 (講演時間 約60分)

◎講師: 辻・本郷 税理士法人 参与 兼 代々木事務所 相続センター長 税理士 宮村 百合子  
辻・本郷 税理士法人 立川事務所 相続センター長 税理士 内藤 智之Web  
セミナー

## 相続セミナー ※ご来場いただく会場セミナーとなります。参加費無料 お申し込み・お問い合わせは各事務所まで

## 『もっと知りたい 信託活用術』 セミナー14:00~/相談会15:00~

◎講師: 辻・本郷 税理士法人 副理事長 税理士 木村 信夫

## 沖縄 | 6月8日(火)

◎会場: 沖縄県立博物館・美術館 博物館講座室  
◎詳細: 沖縄事務所 098-941-3230

## 新潟 | 6月15日(火)

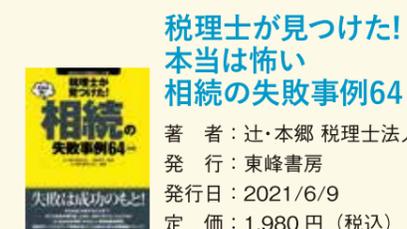
◎会場: 新潟日報メディアシップ ナレッジルームA  
◎詳細: 新潟事務所 025-255-5022

## 札幌 | 6月23日(水)

◎会場: かでる2・7 510会議室  
◎詳細: 札幌事務所 011-272-1031

## 新刊書籍

書籍一覧

<https://www.ht-tax.or.jp/rd/sc1/>税理士が見つけた!  
本当は怖い  
相続の失敗事例64著者: 辻・本郷 税理士法人  
発行: 東峰書房  
発行日: 2021/6/9  
定価: 1,980円(税込)税務・法務  
モバイルブック2021著者: 辻・本郷 税理士法人  
発行: 東峰書房  
発行日: 2021/6/9  
定価: 1,540円(税込)2021年度版  
事業承継の安心手引著者: 辻・本郷 税理士法人  
発行: 株式会社アール・シップ  
発行日: 2021/6/10  
定価: 990円(税込)遺産相続・  
キャプティブ保険  
ガイド

from Hawaii

アメリカ・ハワイ州における国際税務や遺産相続について  
現地在住の弁護士が具体的な事例をご紹介します。

今回のテーマ: プロベートの種類

## はじめに

プロベートには、Informal ProbateとFormal Probateの2種類があります。

## Informal Probateとは

Informal Probateとは、裁判所の関与や、裁判所でのヒアリング等を伴わず、プロベートを完結させる手続きを指します。当プロベートの場合、弁護士は、故人の死亡証明書やその他の書類を裁判所のプロベート窓口に提出します。プロベートの裁判官は関与せず、書類の提出のみでプロベートを完結することができます。Informal Probateは、故人がアメリカ国内で亡くなり、アメリカにおいての死亡証明書が発行された場合の手続きに、適しています。

## Formal Probateとは

Formal Probateにおいては、弁護士が裁判官とのヒアリングを要請するための申請書を提出し、その後、裁判所に指定される、裁判官とのヒアリングに出席することを伴います。当プロベートは、遺言書の効力等において、解決できない事項等があった場合、プロベートの裁判官に判断を委ねるために、行います。また、Formal Probateは、日本在住であった故人で、死亡事実が戸籍に記されている方等のプロベートをするために、適しています。ハワイ州のプロベートの裁判官は、自らの裁量によって、他国の死亡証明書を受け入れることができるため、日本の戸籍の英訳を、書類へのアポスティーユ手続きを必要とせず、受領してくれる場合があります。

## まとめ

どの種類のプロベートが、遺族に適しているかを確認できるようにするために、上記のプロベートの種類を知っておくことは良いことです。



本郷 友香(ほんごう ゆか)

TH弁護士法人パートナー 米国弁護士

プロベートやTransfer on Death Deed等を含む、遺産相続に関するサービスを提供しています。また、ハワイ州でのキャプティブ保険会社の設立や、設立後の維持管理等を含むサービスも提供しています。

✉ [info@hongolaw.com](mailto:info@hongolaw.com) 🌐 <http://www.hongolaw.com/>

札幌事務所	〒060-0002 北海道札幌市中央区北二条西4-1 北海道ビル7階 TEL.011-272-1031 FAX.011-272-1032
青森事務所	〒030-0861 青森県青森市長島2-13-1 AQUA青森スクエアビル4階 TEL.017-777-8581 FAX.017-721-6781
八戸事務所	〒031-0072 青森県八戸市城下4-25-5 TEL.0178-45-1131 FAX.0178-45-5160
秋田事務所	〒010-0954 秋田県秋田市山王沼田町6-34 TEL.018-862-3019 FAX.018-862-3944
久慈事務所	〒028-0064 岩手県久慈市八日町2-8 中野ビル2階 TEL.0194-53-1185 FAX.0194-53-1330
盛岡事務所	〒020-0021 岩手県盛岡市中央通2-11-18 明治中央通ビル5階 TEL.019-604-6868 FAX.019-604-6866
遠野事務所	〒028-0541 岩手県遠野市松崎町白岩16地割31-8 TEL.0198-63-1313 FAX.0198-63-1317
一関事務所	〒021-0893 岩手県一関市地主町2-29 一関中央ビル2階 TEL.0191-21-1186 FAX.0191-26-1665
仙台事務所	〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザ2階 TEL.022-263-7741 FAX.022-263-7742
福島事務所	〒960-8031 福島県福島市栄町1-35 福島キャピタルフロント7階 TEL.024-525-8177 FAX.024-525-8178
郡山事務所	〒963-8002 福島県郡山市駅前1-15-6 明治安田生命郡山ビル5階 TEL.024-927-0881 FAX.024-927-0882
いわき事務所	〒971-8162 福島県いわき市小名浜花畑町11-3 カネマンビル2階 TEL.0246-73-1800 FAX.0246-73-1801
新潟事務所	〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通2-3-28 パーク新潟東大通ビル5階 TEL.025-255-5022 FAX.025-248-9177
上越事務所	〒943-0892 新潟県上越市寺町3-8-8 TEL.025-524-3239 FAX.025-524-3187
宇都宮事務所	〒320-0811 栃木県宇都宮市大通り4-2-10 宇都宮駅前ビル6階 TEL.028-600-5770 FAX.028-600-5771
水戸事務所	〒310-0903 茨城県水戸市堀町1163-7 TEL.029-252-7775 FAX.029-254-7094
熊谷事務所	〒360-0037 埼玉県熊谷市筑波3-4 熊谷朝日八十二ビル7階 TEL.048-599-3071 FAX.048-599-3072
大宮事務所	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル21階 TEL.048-650-5211 FAX.048-650-5212
越谷事務所	〒343-0808 埼玉県越谷市赤山本町2-11 ブランドール雅II 202号 TEL.048-960-1751 FAX.048-960-1752
川口事務所	〒332-0017 埼玉県川口市栄町3-10-3 みどりビルディング4階 TEL.050-3612-3341
所沢事務所	〒359-1123 埼玉県所沢市日吉町15-14 所沢第一生命ビルディング5階 TEL.04-2940-1950 FAX.04-2940-1951
柏事務所	〒277-0023 千葉県柏市中央1-1-11 ちばぎん柏ビル4階 TEL.04-7165-8801 FAX.04-7165-8802
千葉事務所	〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見2-3-1 塚本大千葉ビル7階 TEL.043-227-7610 FAX.043-227-7611
船橋事務所	〒273-0005 千葉県船橋市本町4-40-23 SADROYA SOUTHERN TERRACE6階 TEL.047-460-0107 FAX.047-460-0108
亀戸事務所	〒136-0071 東京都江東区亀戸2-31-10 コクブ亀戸ビル3階 TEL.03-3638-1822 FAX.03-3638-8665
北千住事務所	〒120-0036 東京都足立区千住仲町40-11 朝日生命北千住ビル7階 TEL.03-5284-2030 FAX.03-5284-2031
秋葉原事務所	〒101-0021 東京都千代田区外神田1-18-19 新秋葉原ビル6階 TEL.03-5289-0818 FAX.03-5289-0819
東京事務所	〒100-6920 東京都千代田区丸の内2-6-1 丸の内パークビルディング20階 TEL.03-6860-5051 FAX.050-3730-6208
神田事務所	〒101-0047 東京都千代田区内神田3-20-3 小鍛冶ビル8階 TEL.03-5296-9057 FAX.03-5296-9058
蒲田事務所	〒144-0051 東京都大田区西蒲田7-44-7 西蒲田T・Oビル5階 TEL.050-3612-3342
池袋事務所	〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-7-7 東京西池袋ビルディング12階 TEL.03-5396-7491 FAX.03-5396-7492
新宿センタービル事務所	〒163-0631 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル31階 TEL.03-5323-3323 FAX.03-5323-3550
新宿ミライナタワー事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階 TEL.03-5323-3301(代表) FAX.03-5323-3302
新宿HR事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿3-1-1 世界堂ビル7階 TEL.03-5361-8060 FAX.050-3730-0417

代々木事務所	〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-4 全理連ビル5階 TEL.03-5333-1545 FAX.03-5333-1546
渋谷事務所	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー13階 TEL.03-6418-6761 FAX.03-6418-6762
練馬事務所	〒176-0012 東京都練馬区豊玉北5-24-2 パシフィックニュー豊玉2階 TEL.03-3948-8292 FAX.03-3948-9427
吉祥寺事務所	〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-14-5 吉祥寺本町ビル6階 TEL.0422-28-5515 FAX.0422-28-5516
立川事務所	〒190-0012 東京都立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル11階 TEL.042-548-1841 FAX.042-548-1842
府中事務所	〒183-0023 東京都府中市宮町2-15-13 第15三ツ木ビル3階 TEL.050-3612-3340
町田事務所	〒194-0021 東京都町田市町中1-1-16 東京建物町田ビル9階 TEL.042-710-6920 FAX.042-710-6921
横浜事務所	〒220-0004 神奈川県横浜市西区北幸1-11-11 NMF横浜西口ビル3階 TEL.045-328-1557 FAX.045-328-1558
センター南事務所	〒224-0032 神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央17-26 ビクトリアセンター南2階 TEL.045-947-0570 FAX.045-947-0577
大和事務所	〒242-0017 神奈川県大和市大和東3-8-16 TEL.046-262-8332 FAX.046-262-5650
湘南事務所	〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢4-3 日本生命南藤沢ビル4階 TEL.0466-55-0012 FAX.0466-55-0032
小田原事務所	〒250-0011 神奈川県小田原市栄町1-8-1 Y&Yビル6階 TEL.0465-40-2100 FAX.0465-40-2101
甲府事務所	〒400-0046 山梨県甲府市下石町2-5-9 TEL.055-298-6007 FAX.055-298-6008
甲府中央事務所	〒400-0845 山梨県甲府市上今井町684-6 TEL.055-241-7522 FAX.055-241-7578
大月事務所	〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津642-4 TEL.0555-72-0505 FAX.0555-72-0905
長野事務所	〒380-0921 長野県長野市栗田1000-1 長栄長野東口ビル6階 TEL.026-291-6066 FAX.026-291-6067
伊東事務所	〒414-0002 静岡県伊東市湯川1-3-3 上條ビル5階 TEL.0557-37-6706 FAX.0557-37-8988
豊橋事務所	〒440-0888 愛知県豊橋市駅前大通3-60 豊橋イーストビル6階 TEL.0532-54-3000 FAX.0532-54-3002
名古屋事務所	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-2-29 名古屋広小路プレイス5階 TEL.052-269-0712 FAX.052-269-0713
四日市事務所	〒510-0822 三重県四日市市芝田1-3-23 TEL.059-352-7622 FAX.059-351-2988
京都事務所	〒600-8009 京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉦町79番地ヤサカ四条烏丸ビル6階 TEL.075-255-2538 FAX.075-255-2539
関西事務所	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田3-3-10 梅田ダイビル6階 TEL.06-6110-5875 FAX.06-6110-5876
大阪事務所	〒541-0045 大阪府大阪市中央区道修町4-6-5 淀屋橋サウスビル6階 TEL.06-6227-0011 FAX.06-6227-0063
神戸事務所	〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-10 オリックス神戸三宮ビル10階 TEL.078-261-0101 FAX.078-261-0120
岡山事務所	〒700-0815 岡山県岡山市北区野田屋町1-1-15 岡山桃太郎大通りビル7階 TEL.086-226-8555 FAX.086-226-8556
広島事務所	〒730-0032 広島県広島市中区立町1-24 有信ビル 5階 TEL.082-553-8220 FAX.082-553-8221
長門事務所	〒759-4106 山口県長門市仙崎1031-210 TEL.0837-26-0457 FAX.0837-26-5020
北九州事務所	〒802-0003 福岡県北九州市小倉北区米町1-2-26 日幸北九州ビル4階 TEL.093-512-5760 FAX.093-512-5761
福岡事務所	〒812-0012 福岡県福岡市博多区博多駅前中央街8-1 JRJP博多ビル8階 TEL.092-477-2380 FAX.092-477-2381
大分事務所	〒870-0035 大分県大分市中央町1-1-3 朝日生命大分ビル4階 TEL.097-532-2748 FAX.097-538-7006
熊本事務所	〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町10-34 熊本花畑ビル5階 TEL.096-311-5015 FAX.096-311-5016
延岡事務所	〒882-0823 宮崎県延岡市中町1-2-8 和光中町ビル(旧第一生命ビル) TEL.0982-22-3570 FAX.0982-31-2789
鹿児島事務所	〒892-0844 鹿児島県鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル9階 TEL.099-216-6180 FAX.099-216-6181
沖縄事務所	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B街区ビル1階 TEL.098-941-3230 FAX.098-941-3231

SCOPEの宛先変更・配送停止をご希望の方

お手数ですがフォームより手続きをお願いいたします。

<https://www.ht-tax.or.jp/rd/sc3/>

